

# 長崎大学教育・研究サポート人材バンクの導入について

## 長崎大学教育・研究サポート人材バンク実施要領

平成 28 年 1 月 1 日

ダイバーシティ推進センター長

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、教育・研究をサポートする人材を求める本学の教育職員等（非常勤の研究員を含む「以下同じ」）に、実験補助，データ入力，文献検索，翻訳等ができる人材を学内の学生から幅広く求め，登録情報を提供する長崎大学教育・研究サポート人材バンク（以下「人材バンク」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (管理運営)

第 2 条 人材バンクの管理運営は，長崎大学ダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）が行う。

2 センターは，人材バンクの管理運営にあたり，適切に個人情報を取り扱うものとする。

### (業務)

第 3 条 センターのホームページ上の人材バンク登録フォームに基づき登録された求職者情報の管理及び求人者への情報提供に関する業務を行う。

### (対象者)

第 4 条 求人者は，本学の教育職員等とし，求職者は，本学の学生とする。

### (登録)

第 5 条 登録については次のとおりとする。

- (1) 求人者は，人材バンク利用申込書(様式 1)に記入の上，センターに提出する。
- (2) 求職者は，センターホームページ上の人材バンク登録フォームより必要事項を登録する。
- (3) 人材バンクの登録の有効期限は 1 年度限りとし，継続する場合は，新年度に再度登録することとする。

### (雇用契約)

第 6 条 人材バンクを利用して雇用契約を結ぶ際，求人者は，提供された情報を基に求職者へ連絡を取り，面接等を経て所属部局において雇用の手続きを行うとともにセンターへ報告するものとする。

### (その他)

第 7 条 人材バンクの運用等について必要な具体的事項は，センターが別に定める。

2 センターは，登録の内容に虚偽の記載があった場合又はその他適当でないと判断した場合は，登録を拒否又は取り消すことがある。

改訂履歴

	制定改正年月日	主な改正点
1	平成 27 年 4 月 1 日	・新規制定
2	平成 28 年 1 月 1 日	・センター名を改称